

発表事項

- 1 役員選任の認可
- 2 支払基金改革の進捗状況
- 3 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う支払基金定款の一部変更等
- 4 令和6年事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更
- 5 レセプト画面の自動遷移ツール
- 6 令和6年11月審査分の審査状況
- 7 令和6年12月審査分の特別審査委員会審査状況

レセプト画面の自動遷移ツールについて

1. 経緯

- 11月中旬、九州審査事務センターにおいて、レセプト画面を一定時間で自動的に遷移させるツールが使用されていることがわかった。これを受けて、基金本部において、直ちに全国職員あてに当該ツールの使用禁止の連絡を行うとともに、使用の有無に係る緊急調査を行い、12月中旬の理事会に報告したところ。
- 事案を把握してから、12月16日の理事会までの経緯は以下のとおり。

| | |
|------------|---|
| 11月13日 | 九州審査事務センターで事案を把握 |
| 11月14日 | 本部報告、本部において当該ツールを使用しないよう全国の職員に連絡 |
| 11月15日～25日 | 全国の職員に対して当該ツール使用の有無に係る緊急調査を実施、回答。 並行してツールを本部で入手し検証 |
| 11月26日～ | 調査結果の精査・検証 |
| 12月2日 | 緊急調査では事案の把握として不十分であったため各センター長へヒアリングを実施 するよう指示 |
| 12月2日～ | ヒアリング、再調査の開始 |
| 12月4日 | 厚労省への現状報告 |
| 12月16日 | 理事会報告 |

2. ツールの内容

- 通常、審査事務担当職員は、審査決定を行う権限を持つ審査委員会に上程する前の審査事務として、審査事務用端末の審査画面でレセプト1枚ごとに請求内容を点検し、画面上の「確認済」ボタン又はキーボードのEnterキーを押下することで、当該レセプトが「確認済」となり、次のレセプトに画面が遷移するというシステムにより業務を行っている。
- 今回、使われていたツールは、審査事務の実施時に、審査画面と併用することで、一定の秒数で自動的にEnterキーが押下され、次のレセプト画面に遷移し、コンピュータチェックが付されているレセプトになると自動遷移が停止するというもの。

※ 従って、コンピュータチェック等の付箋が付されたレセプトは自動遷移できない

レセプト画面の自動遷移ツールについて

3. 全国調査及びヒアリング調査

(1) 全国調査及びヒアリングの概要

○全国調査（全国の職員へのWEBフォームによる調査）

時期：12月3日～13日

対象者：これまでに一度でも審査事務に従事したことのある全国職員（本部含む）（3,630名）

* 育児休業中の者、退職者を除く

* 外部からの出向者、IT関係の中途採用者等の審査事務に従事したことが無い職員は対象外

回答方法：web上の回答

調査内容：ツールの使用の有無、使用時期、ツール作成の有無等

* 回答者には、使用の有無の虚偽申告が後から判明した場合には処分に処する旨を明示。また、質問事項として周囲で使用している他の職員の個人名を回答させており、自己申告による回答の適正性を保持

○ヒアリング調査（320名）

時期：12月2日～

対象者：緊急調査、全国調査等を踏まえ、

① ツールの使用が確認できた者 268名

② ツールを作成した者※ 22名

※作成されたツールを拡散するために手順書を作成した1名を含む。

③ フリーソフトをダウンロードした者 1名

④ その他調査で名前のあがった者等 29名

ヒアリング方法：各地方センターのセンター長、副センター長、事務局長、診療科室長又は本部の管理役により対面で実施

ヒアリング内容：ツールに対する認識、ツールの使用状況、ツール作成の理由等

レセプト画面の自動遷移ツールについて

(2) 全国調査及びヒアリングによる事案の状況

(ア) ツールの使用について

- 審査事務において一度でも本ツールを使用したことがある者は 290名（全国調査対象3,630人の8.0%）
- 使用者のうち、職員に配布されている審査事務用端末に内蔵されているエクセルやアクセス等のソフトを利用してツールを作成した者が21名。使用はしていないが同様にツールを作成した者が1名。
それらのツールが、組織の共有フォルダ等を介して、他の職員で伝播していたもの。
- 使用者のうち、事務処理用端末でインターネットからダウンロードしたフリーソフトを、本部から配布しているUSBメモリ（以下「USBメモリ」という。）を経由して、審査事務用端末からアクセスできる共有フォルダに入れていた職員が1名。（このフリーソフトを使用した者は、ダウンロードした職員を含め2名。）
- ツールが使われ始めたのは、令和4年6月頃。具体的には以下のとおり

(ツールの使用開始時期)

| | |
|-----------------|------|
| ・令和4年9月以前 | 10名 |
| ・令和4年10月～令和5年3月 | 71名 |
| ・令和5年4月～令和6年3月 | 137名 |
| ・令和6年4月以降 | 72名 |

(ツールの使用終了時期)

| | |
|-----------------|------|
| ・令和4年9月以前 | 4名 |
| ・令和4年10月～令和5年3月 | 31名 |
| ・令和5年4月～令和6年3月 | 61名 |
| ・令和6年4月以降 | 194名 |

レセプト画面の自動遷移ツールについて

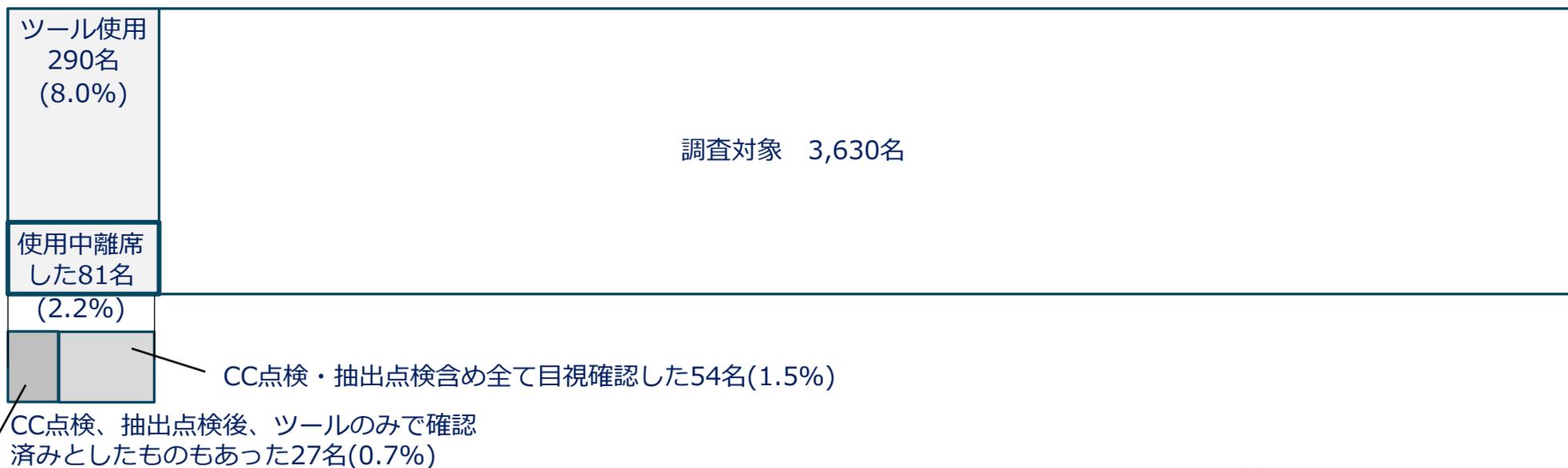
○ ツールを使用した主な理由

| 区分 | 理由 |
|----------|--|
| 目標達成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤って「確認ボタン」をダブルクリックすることもあり、1秒以上の目視率が、100%にならないことで、上司から指導を受けていたため、対応策として使用した。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1秒未満のレセが毎月1件は該当していた時期があり、1秒未満の目視レセを撲滅する為に、手動で押すのではなく、ツールを使用してみればよいのではないかと考え使用した。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 集約に伴う業務処理の変更、コロナの影響による業務ひっ迫(エラーチェック、医療機関からの照会対応)等の業務輻輳。離れた事務局・審査委員との連携に時間を要す。日々時間がない中、目視対象のレセプトを一枚一枚確認することは責務であり必須であることは理解していたが、疑義事項が発生しない同じ内容のレセプトが目視対象となっており、抽出や高額再審査事例等他にすべき優先事項があり、すべてのレセプトに時間をかけて審査事務を行うための時間を捻出することが困難な状況であった。そのため焦って、1秒に満たないまま押下してしまい目標達成できないことが続いていた。目標達成するためにシステムを使用した。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1秒以上の目標があったためツールを使用したことがある。毎月ではない。通信環境や操作誤りなどにより1秒未満となるレセプトを防ぐために使用した。ツール使用後改めてレセプトの審査事務をしていたため内容の確認をせずに上程したことはない。 |
| 業務効率 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視対象のレセプトを1秒で押下しているのが現状であり、現在の限られた時間の中で、CCや抽出したレセプトを除けば、全件の審査事務にはいたってない。機械的に1秒で押下している無駄な時間を効率よく進めるために使用を試みた。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間内に原審査の審査事務を終わらせるため（ツールを使用した方が、正確に早く目標を達成することができた）。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 抽出を行い、時間をかけるべき事例には時間を費やしたが、負担が多く、上程に間に合わない月においてなにも疑義が出ないようなレセプトのみに対してツールを使用した。 |
| 審査実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 点数の低いレセプトはどうしても見る箇所が少なく、1秒以上の目標が全く達成できなかったため。また事務共助において、CCを正確に処理すること、および独自疑義の点数を上昇させる等に注力していたため。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高額な査定が発生する入院レセプトの審査事務に時間をさいて、独自疑義につなげたかった。 |
| 目標に対する不満 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1秒以上の目標がそもそもおかしいと思う。ツールを使っても画面を見てるならいいのではないかと感じてしまいます。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1秒ルールのカウント方法について疑問をいただいていたため。 |

レセプト画面の自動遷移ツールについて

(イ) ツールを離席して使用していたと回答した者の状況

- ツールを使用した者290名のうち、使用中に離席したことがあると回答した者が81名いた。
- この81名をヒアリングした結果、全員について、コンピュータチェックが付いているレセプトの目視確認に加え、抽出条件によるレセプトの審査事務は行われていた。
(具体的な回答例)
 - ・離席して使用した後に、必ず離席前のレセプトに戻って目視確認した。
 - ・初回の秒数を確実にするため使用していた。ツールで1秒以上を確保した後、落ち着いて目視点検をしていた。
 - ・ツールだけで審査事務を終わらせるなど思ったこともない。
- ただし、81名のうち27名は、コンピュータチェックが付いているレセプトの目視確認や、抽出条件による審査事務の後に、コンピュータチェックや抽出条件が何もかからなかったレセプトについては、当該ツールのみで確認済みとしていたレセプトもあるため、全件目視したとは言い切れないとのことであった。



レセプト画面の自動遷移ツールについて

(参考) ツール使用者によるツール使用の主な方法は以下のとおり

ツールの使用方法

- ・ ツールが遷移する5秒の間に、適応病名があるかなどを確認し、疑義が少しでも生じると判断したものは後で再度確認するなどの対応をしていた。
- ・ 請求点数が500点以下等になったときに、1秒以上を意識してクリックしながら審査事務するよりも画面だけに集中して審査事務することができる。
- ・ CCチェックを全て処理し、PDCA管理ツールの事例検証の「対象事例一覧」の確認、直近の再審査容認事例の確認等、全ての抽出点検を行ったうえで、CC付箋解除後のレセプトを確認済にする際に着席して目視確認しながら使用した。
- ・ 審査事務時において、CC確認、抽出点検を全て行い、医療機関単位で点検が必要である点検の終了後、審査上程期限に間に合わない、確認済みの時間が確保できない場合に使用した。なお、使用している場合であっても、傷病名（部位記載漏れ等はチェックがかからないため）の確認と摘要欄記載に注意し、画面の確認を行っていた。
- ・ 審査委員会への上程期限※が間に合いそうにないときに画面を見ながら使用した。
※審査委員会への上程期限…拠点によって異なるが、概ね審査委員会初日の前日
- ・ レセプト点検の最初に、ツールを使用して一旦「確認済」にした後に抽出点検等をしていた。
- ・ CCのない、抽出等をした後の点数が低い一部のレセプトについて使用した。使用中は画面を確認しながら、疑義が生じた際はその都度ツールを止めて処理している。
- ・ どんなに内容の薄いレセでも、ただ単に手を滑らせてエンターを連打しただけでも（←1枚戻って点検したとしても最初のエンターしか点検時間は計上されない）、1秒未満だと目標未達成だと言われていたので、まずはそれを防ぐ目的で使用した。自分で「確認済」を押下するよりも単純に楽である。4, 5秒あるので気になった場合は止めて点検することができた。
- ・ 離席して使用（昼休み）

レセプト画面の自動遷移ツールについて

(ウ) ツールの作成者へのヒアリング状況

○ツール作成者の作成理由は以下のとおり

- ・ 目標未達成（1秒未満）の回避
- ・ 目標未達成（1秒）を回避するため。自身の目視100%目標達成のために作成してしまった。
- ・ 目標未達成（1秒）を回避するため。1秒を押すタイミングが少し早くなると1秒未満とカウントされるので、ツールで1秒の間隔を確保するのは問題ないと考えてしまった。
- ・ 目標未達成（1秒）を回避するため。目視件数が多く(12,000件)あり、審査事務に対応できなかった。
- ・ 目標未達成（1秒）を回避するため。分担が5千件程度あり、入院と重点的に見なければならぬレセプトに時間を掛けるため、審査事務を行う際の手助けになるツールが必要と考えた。集約当初は輻輳する作業が多く、審査事務もままならない中で数値目標達成を求められ、90%以上となると次は100%を求められ、安易に作成してしまった。
- ・ 集約時は今より件数（CCを含む）が多く、残業も制限されていたため、審査事務の進捗が遅い場合に、目標未達成（1秒）を回避するためにツールを使用した。
- ・ 審査事務分担件数が多く負担を感じていた。目視で審査事務を行っていたが、1秒未満でのエンターキー押下を回避するため作成した。
- ・ 入院や他レセを点検する時間を確保したかった。
- ・ 抽出点検に時間を確保するなど、効率的な事務点検をしたかったため。
- ・ 飲み会の席で自動遷移の噂話を聞き、興味があって作成した。良くないと理解していたが、1秒以上の目視を達成した上で、審査実績を上げるため、審査事務に集中して取り組むために使用した。
- ・ 処理効率を上げたいと思った。
- ・ 効率的に処理ができると思った。正しいこととは思っていなかったが、時計を見ながら仕事をする者がいたので自分でツールを作成した方が効率的（確実に1秒をクリアする）と考えた。
- ・ 係内打合せ会で確認済ボタンを自動で押せるものがあったら便利という話をした。目視よりもCC処理や抽出に重きを置いたため、ダメと思いながら使用してしまった。
- ・ R5.9頃、同じ係の人から確認済ボタンを自動化できるマクロが誰でも簡単に作成できると聞き、自分で作ってみようと思った。
- ・ ITスキルを上げようと思った。普段から、もっとExcelを使って色々なことが出来ないか考えていた。

レセプト画面の自動遷移ツールについて

| 区分 | 自動遷移ツールに対する職員の認識 |
|-----------------|--|
| 1秒ルールに対する批判的な考え | 今回の件については一職員として大変申し訳なく思います。ただ短い審査事務期間の中でレセプトに関する確認事項が毎月のように増加していくことや審査事務に引き続く再審査の日程の厳しさなど現場の実態について本部は真摯に調査・把握するべきであると思います。 |
| | 審査事務時間の確保が困難な状況が続いたから招いた事態なんじゃないかと思った。 |
| | センター長、副センター長との意見交換の場にて1秒ルールを行う理由（国や他組織に対して支払基金の存在意義を示すための材料）を知ることができたため必要なことであったと現在は思うが、具体的な理由が示されない中で一つのレセプトを1秒以上必ず見なさいというのに個人では存在意義を見出せなかった。 |
| | 基金職員として自覚が足りなかったことは申し訳なく思うが、人員削減で現場がまわっていないのもまた事実である。実績を求めることで、以前に比べて大幅に業務が複雑化している現状がある。その点を理解していただきたい。 |
| | このようなツールを使用することは良くないことだと認識しているが、なぜこのようなものが生まれたのか、その背景も含めて考えるよい機会だと思う。自分も集約後の混沌としていた時期から割と最近の紙レセプトが減るまでの期間は、どう考えても無理と言い切れるほど時間が足りず、つらい日々もあったため、実用として使ってしまった人の気持ちも分からない。 |
| ツール使用に対する反省 | 今後二度と同じような過ちを犯さぬよう、肝に銘じて日々の業務に取り組んでいきます。大変申し訳ありませんでした。 |
| | 絶対に使用すべきでなかった。基金の職員としての意識が欠如しており他職員に対して申し訳ないと感じています。 |
| | 他の職員が自力で全レセプトを審査事務しているのに、ツールを使用し確認済にするのは不誠実であった。 |
| | 審査事務において有効と思い使用したので意識の欠如としか言えません。 |
| | 抽出やCC分の確認の時間をより確保したと思って使用したことがありましたが、基金職員として理念に反していたことなどの認識の甘さを痛感しています。申し訳ありませんでした。 |

レセプト画面の自動遷移ツールについて

4. 事案の内容について

- 今般の事案により、情報セキュリティや業務への影響等の観点から、保険者の皆様や診療担当者の皆様に、ご心配とご迷惑をおかけしたことについて、お詫び申し上げます。支払基金では、令和4年10月の審査事務集約以降、本部が中心となった全国統一的な業務を実施するための体制を構築するとともに、現場の職員から直接本部へ意見を出せる仕組みを運用する等、職員の声を活かした職場環境の整備に取り組んできたところであるが、今回の事案を踏まえ、審査に関する目標設定の本来の趣旨等を十分に職員一人ひとりまで伝達することができるよう、また、本部をはじめとして現場の情報がより速やかに把握されるよう、改めて、組織として改善を図ってまいります。
- 今回のツールについては、コンピュータチェックがついたレセプトについては自動遷移せず、職員が目視で確認していた。また、ツールの使用中に離席していたと回答した81名についても、ヒアリングによると抽出条件による審査事務は行っている。
 - ※ツールの使用者の直近（令和6年4月～10月）の査定額実績の平均を見ると、使用していない者と比べて大きな違いはない。ただし、この81名のうち27名については、コンピュータチェックが付いているレセプトの目視確認や、抽出条件による審査事務の後に、コンピュータチェックや抽出条件が何もかからなかったレセプトについて、ツールのみで確認済みとしていたレセプトもあるため、目視をしていなかった可能性を否定できない。
- 令和4年度後期・令和5年度の業務目標において、AIによるレセプト振分け機能を用いて、目視対象レセプトを絞り込むことにより、確実な審査を行うこととし、目視対象レセプトにおける目視による審査事務の実施割合を100%と掲げていた。それにもかかわらず、この目標の達成状況を結果として実態よりも大きな数値で関係者に説明していたことは、大変遺憾であり、お詫び申し上げます。
- また、3（2）（ア）の事務処理用端末でインターネットからフリーソフトをダウンロードした事案については、本来、支払基金の情報セキュリティポリシーにおいては、USBメモリは、管理職が施錠して保管した上で、使用する際にはUSB管理簿への記載や上司による許可が必要な仕組みであるにもかかわらず、これが徹底されていなかったものであり、情報セキュリティの観点から、大変遺憾であり、再発防止の徹底を図りたい。

レセプト画面の自動遷移ツールについて

(参考) 職員による審査事務 (基本的な点検方法)

レセプト電算処理システムの機能

特別審査分 (35 万点以上)

CC付箋あり

【告示・通知、各種マスタ等】

- (例)
- ・同日に外来管理加算の回数
が再診料の回数を超えて算定
 - ・同日に血液採取 (静脈) と
血液採取 (その他) が算定

レセプト抽出条件登録

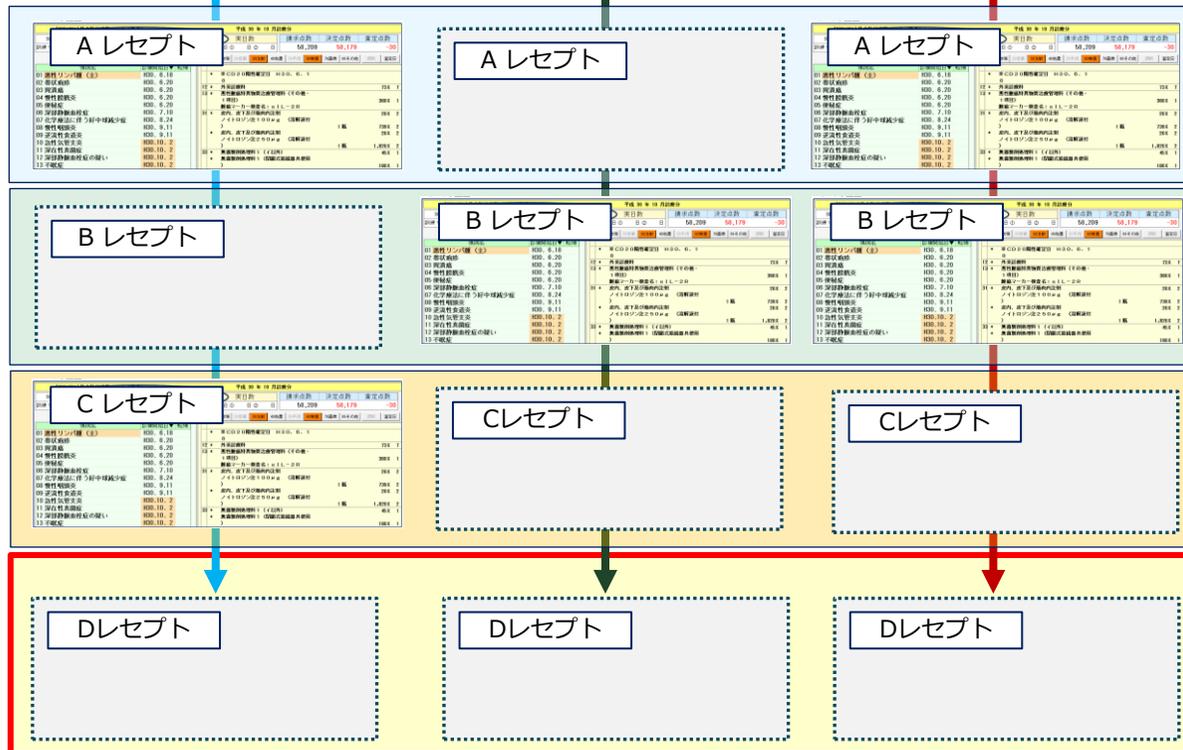
【固定の条件 (適宜、追加)】

- (例)
- ・〇〇カテゴリー2個以上
 - ・非ホジキンリンパ腫の病名で
腫瘍マーカー
 - ・HER2タンパクを2回以上

任意の抽出条件

【毎月、変わる条件】

- (例)
- ・審査委員からの指示事例
 - ・診療科勉強会の共有事例

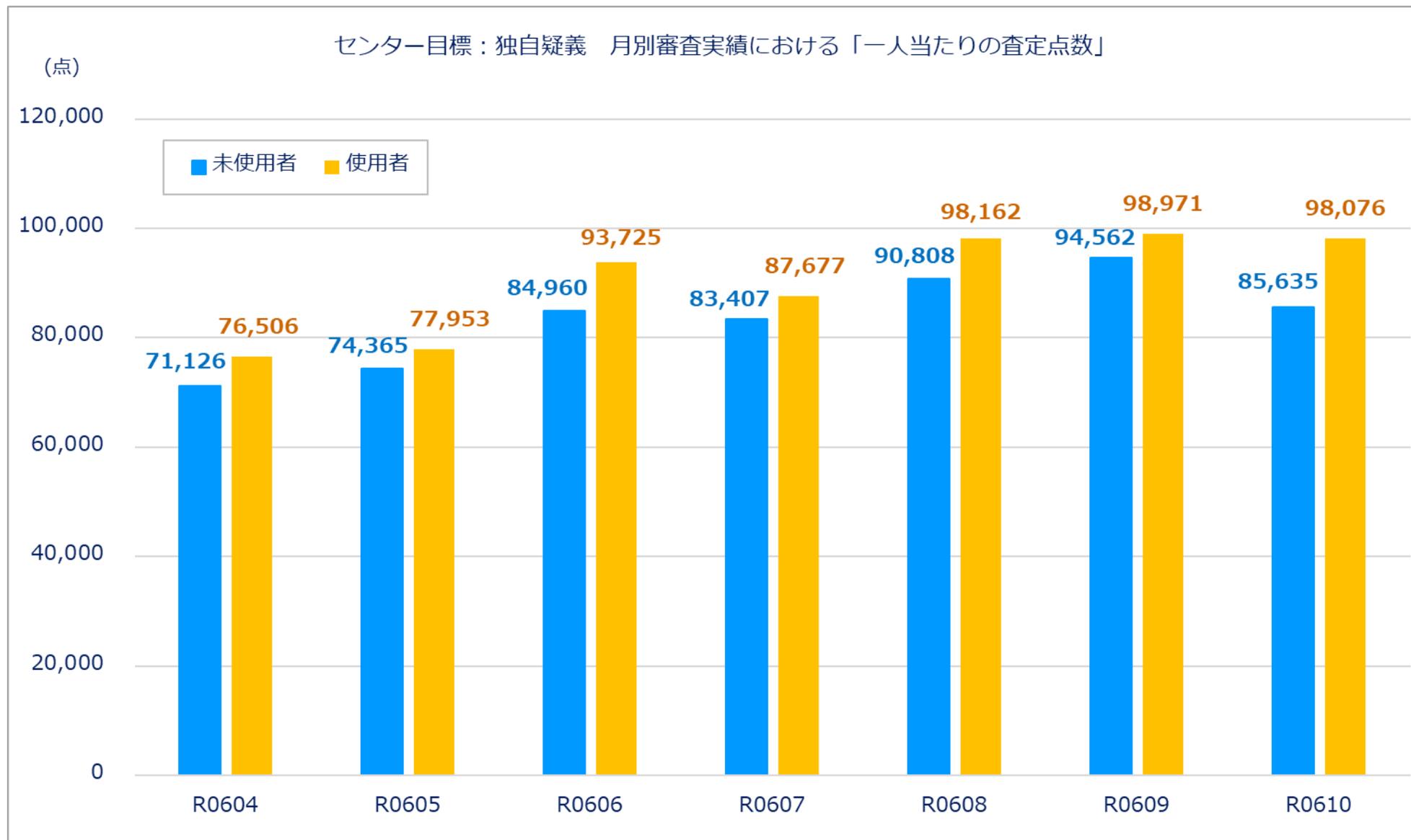


(目視による点検)

- ・様々な条件に該当したレセプトを職員が目視で点検する際に【確認済】ボタンを押下する
- ※ 目視対象レセプトは、何らかの審査事務を行っている。



(参考) ツール未使用者・使用者の審査実績の比較 (R0604~R0610審査実績)



※ 「使用者」は、ツールを使用したことがある者のうち、令和6年4月時点で、本部や事務局、事業管理部門に在籍している等の審査事務に従事していない者を除く。

レセプト画面の自動遷移ツールについて

5. 懲戒処分等

事案1：インターネットからダウンロードしたフリーソフトを、USBメモリを経由して共有フォルダに格納した

| 組織 | 被処分者 | 処分日 | 処分量定 |
|-----------------------------------|---|-------------|---------|
| 四国地域審査事務センター | 3等級（係長） | 令和7年1月23日 | 停職（5日間） |
| 違反となる行動 | | 違反内容（根拠規程等） | |
| ①USBメモリの無断使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー違反 USBメモリ等を用いた情報の取扱いに関する手順書 3.2 利用 P2 (1) 役職員等関係者は、USBメモリ管理簿により利用期間、利用目的等を記載し、USBメモリ管理者等にUSBメモリ等の利用を申請の上、許可を得る。 | | |
| ②許可なくフリーソフトをダウンロードし、共有フォルダにアップロード | <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー違反 8.1.1 情報システムの利用 8.1.1(8)-3 d) P162 d) 安全性が確実でないプログラムをダウンロードしたり実行したりしない。 | | |
| ③フリーソフトの使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則違反 就業規則第4条第1項第5号 基金の名誉を害し、又は信用を傷つけること。（基金の信用失墜） | | |

事案2：USBメモリの適正な管理を怠っていた

| 組織 | 被処分者 | 処分日 | 処分量定 |
|---|-----------|---|------|
| 四国地域審査事務センター | 2等級（課長） | 令和7年1月23日 | 減給 |
| | 2等級（課長代理） | 令和7年1月23日 | 減給 |
| 違反となる行動 | | 違反内容（根拠規程等） | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・USBメモリの適正な管理を怠り、部下職員に無断で使用させるずさんな管理 USBメモリ管理者：2等級（課長） USBメモリ管理補助者：2等級（課長代理） | | <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー違反 USBメモリ等を用いた情報の取扱いに関する手順書 3.1 管理 P1 (2) USBメモリ等は、USBメモリ管理者が管理する。USBメモリ管理補助者は、USBメモリ管理者の不在時に代行してUSBメモリ等の管理を行う。 (3) USBメモリ管理者等は、USBメモリ等を施錠可能なキャビネットや引出し等に入れ、施錠して保管する。 ・指導監督不適正（懲戒処分対象行為の5の(1)） 管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた | |

レセプト画面の自動遷移ツールについて

事案3：自動遷移ツールを作成した（手順書の作成は、ツールの作成に準ずる）

| 組織 | 被処分者 | 処分日 | 処分量定 |
|---|--|-----------|------|
| 地方組織（11拠点）・本部 ※ | 職員（係長等）22名 ※ | 令和7年1月23日 | 戒告 |
| ※ 北海道審査事務センター（2名）、東北審査事務センター（1名）、関東審査事務センター（3名）、北陸地域審査事務センター（4名） 中部審査事務センター（3名）、近畿審査事務センター（2名）、中四国審査事務センター（2名）、九州審査事務センター（1名） 福井審査委員会事務局（1名）、京都審査委員会事務局（1名）、沖縄審査委員会事務局（1名）、本部（1名） | | | |
| 違反となる行動 | 違反内容（根拠規程等） | | |
| ①新規構築が禁じられているツールの作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則違反 就業規則第4条第1項第12号 この規則若しくはこの規則に基づく諸規程又は所属長の勤務上の指示に反し、又は職場秩序をみだすこと。（所属長の指示に反す） ・通知違反 支部独自システムの取扱いについて（R2.11.25付け本業業制000086通知） 令和3年1月以降、原則、支部独自ツールの作成を禁止。 | | |
| ②自動遷移ツールの配布又は使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則違反 就業規則第4条第1項第5号 基金の名誉を害し、又は信用を傷つけること。（基金の信用失墜） | | |

(参考)

懲戒処分以外の事案：自動遷移ツールを使用した（懲戒処分に該当しない）

| 組織 | 対象者 | 指導日 | 指導方法 |
|--|--|-----------|------|
| 地方組織（16拠点）・本部 ※ | 職員（係長等）267名 ※ | 令和7年1月23日 | 文書注意 |
| ※ 北海道審査事務センター（16名）、東北審査事務センター（12名）、北関東地域審査事務センター（3名）、関東審査事務センター（38名） 北陸地域審査事務センター（11名）、中部審査事務センター（14名）、近畿審査事務センター（65名）、中四国審査事務センター（18名） 四国地域審査事務センター（1名）、九州審査事務センター（78名）、東北審査事務センター盛岡分室（1名）、九州審査事務センター熊本分室（1名） 宮城審査委員会事務局（1名）、富山審査委員会事務局（1名）、大阪審査委員会事務局（1名）、沖縄審査委員会事務局（3名）、本部（3名） | | | |
| 違反となる行動 | 違反内容（根拠規程等） | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自動遷移ツールの使用 （関係者に対し審査目標の達成状況を実態より過大に見せていたといった疑念を生じさせた） | <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則違反 就業規則第4条第1項第5号 基金の名誉を害し、又は信用を傷つけること。（基金の信用失墜） | | |

支払基金ファイルサーバーへの外部ファイル取り込み制限について

6. 再発防止に向けた取組

(1) システム運用上の対策

インターネット接続可能である事務処理用端末からダウンロードしたフリーソフトが、USBメモリを介し、データ授受用端末から審査支払システムのファイルサーバに取り込まれた。USBメモリについては、書き込んだ内容を都度消去するため、USBメモリには、フリーソフトの痕跡は残っていない。これらを踏まえ、当該事案に対し、3つの再発防止策を実施する。

- ① データ授受用端末でのUSBメモリの使用を廃止し、書き込んだ内容を消去できないCD-Rに限定
- ② 事務処理用端末からデータ授受用端末にCD-Rでファイルを取り込む場合の本部の関与
- ③ 審査事務用端末から全国共有ファイルサーバへのアクセス権の設定

① データ授受用端末でのUSBメモリの使用を廃止し、書き込んだ内容を消去できないCD-Rに限定

- ・ USBメモリを回収し、USBメモリからのファイルの取り込みを廃止し、更にUSBメモリが使用できないようシステムで制御する。
- ・ USBメモリの使用の廃止により、外部からデータ授受用端末に取り込まれるファイルは、CD-Rに記録された次の5種類のみとなる。これらのファイルは、業務処理上必要不可欠なものであるため、CD-Rからのデータ授受用端末へのファイルの取り込みのみ、引き続き可能とする。
- ・ CD-Rについては、書き込んだ内容を消去することができないため、書き込まれた内容がCD-Rの中に残っている。

* 外部から提出されるCD-Rの内容（審査支払システムへ取り込むためデータ授受用端末から読み込み）

- i 医療機関及び調剤薬局からの電子レセプト請求※1・・・（レセプト電算処理システム）
- ii 保険者等からの再審査申し出に係るデータ※1・・・（再審査等処理システム）
- iii 医療機関及び助産所からの出産育児一時金の請求※1・・・（出産育児一時金システム）
- iv 特定健診機関からの特定健診データ※1・・・（特定健診・保健指導決済システム）
- v 厚生局から提出される施設基準情報※2・・・（医療機関基本情報管理システム）

審査支払システム内の各業務システムで使用

※1 i からivにおけるFD又はMOによる提出は（R6.12月処理で994件）残っているが、FDとMOは書き込んだ内容を消去することができるため、iからivのファイルの取り込み以外での使用は認めない。（本部から配布しているFDとMOはない）

※2 一部の拠点（10拠点）では、現在vの施設基準情報を厚生局からメールで受け取り、拠点の事務処理用端末でUSBメモリに保存し、データ授受用端末にUSBメモリを接続して、医療機関基本情報管理システムに取り込んでいるが、厚生局と調整し、メールからCD-Rでの提出に変更する。

支払基金ファイルサーバーへの外部ファイル取り込み制限について

- CD-Rの取り込みにおいては自動で作動する以下の仕組みによりセキュリティ上の安全を確保※している。
 - ⇒ 最新のパターンファイルが適用された不正プログラム対策ソフトウェアによる防御
 - ⇒ ウイルスが自動的に実行されることの防御
- ※ 現在、USBメモリ、FD、MOをデータ授受用端末に接続した場合も、同様の安全を確保している。
- 対応時期については、施設基準情報の受け取りに係る厚生局との調整期間及び地方組織へのCD-Rによる運用の周知期間を踏まえ、令和7年2月末とする。（各拠点が厚生局から施設基準情報を受け取る時期は毎月20日頃から月末にかけて）

② 事務処理用端末からデータ授受用端末にCD-Rでファイルを取り込む場合の本部の関与

- CD-Rによるファイル取り込みがなお可能であることを踏まえ、データ授受用端末にCD-Rから取り込まれるファイルの内容を既に導入しているファイル入出管理ソフトにより本部において毎日ログを監視する。
- 前①の i ~ v に相当する、業務処理上必要不可欠（業務システム※¹や正当なツール※²に取り込む必要がある）なファイルを事務処理用端末からデータ授受用端末に取り込みを行う場合は、本部において当該ファイルを事務処理用端末でCD-Rに書き込みを行い、当該CD-Rをデータ授受用端末で取り込みを行う。（データ授受用端末でのファイル取り込み時には、前①と同様のセキュリティ上の安全が確保される）
- 新たにCD-Rで事務処理用端末からデータ授受用端末にファイルを取り込む必要が生じた場合は、別途手続きを定めた上で、本部で決裁を受ける。
 - ※ 1 本部において、委託事業者からメールで受領した医薬品情報等を審査支払システム内の審査参考情報システムに取り込む。
 - ※ 2 本部において、厚労省からメールで受領した診療報酬改定に係る医療課長通知等を全国共有フォルダ内にある審査に使用する正当なツール（審査委員会ポータル）に取り込みを行い、審査委員が審査事務用端末で閲覧する。（審査委員は事務処理用端末を所持していない）
 - ※ 1 ※ 2 とともに、現在はUSBメモリを使用して、事務処理用端末からデータ授受用端末に取り込みを行っている。
- 対応時期については、前①に合わせ、令和7年2月末とする。

支払基金ファイルサーバーへの外部ファイル取り込み制限について

③ 審査事務用端末から全国共有ファイルサーバへのアクセス権の設定

- 本部が作成し、地方組織が業務に使用する正当なツール（受付データ、審査録等）を運用しているため、ファイルサーバは維持する。
- 不正なファイルの拡散を防止するため、一般職員は、一部のフォルダのみアクセスできるようにアクセス権を設定する。

※アクセス権の設定

⇒ 管理者以外の職員は、所属する「課」のフォルダ及び正当なツールが格納されたフォルダにのみアクセス可能とする。

- 対応時期については、ファイルサーバのアクセス権設定に係る作業日数を踏まえ、令和7年2月中とする。

支払基金ファイルサーバーへの外部ファイル取り込み制限について

(参考:事案の経緯)

- 審査支払システムについてはインターネットと接続できない（外部との通信不可）閉域網になっており、職員が使用する審査事務用端末はインターネット接続や外部媒体（外付けCD-RやUSBメモリ）の接続はできない。このため、当該システム内のファイルサーバからの外部へのデータの取り出しや、外部データの取り込みが必要な場合、USBメモリを用いて、審査事務用端末とは別に地方組織に設置している審査支払システムのファイルサーバへのデータ授受が可能なデータ授受用端末を介して行うこととなっている。

※ 設置台数 3台：東京

2台：北海道、宮城、埼玉、千葉、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡

1台：その他の拠点

※外部からのデータの取り込み・・・スライド53のとおり。

外部へのデータの取り出し・・・レセプト情報を用いた請求医療機関との面談、各拠点が審査運営協議会に報告する審査事務の充実に関する数値目標に係る組織別実績の提供、厚生労働省等への医療費統計資料の提供

- USBメモリの取扱いについては、「支払基金セキュリティポリシー」に以下のとおり定められている。
 - ・ USBメモリ管理者等は、USBメモリ等を施錠可能なキャビネットや引出し等に入れ、施錠して保管する。
 - ・ 役職員等関係者は、USBメモリ管理簿により利用期間、利用目的等を記載し、USBメモリ管理者等にUSBメモリ等の利用を申請の上、許可を得る。
 - ・ 役職員等関係者は、情報を格納したUSBメモリ等を情報システムに接続する際、格納した情報が不正プログラムに感染していないことを確認するため、不正プログラム対策ソフトウェアによるウイルスチェックを行う。（手動でウイルスチェックを実施するほか、スライド54の1行目から4行目のシステムによる自動のウイルスチェックも行っている。）
- 今般の事案は、香川センターにおいてUSBメモリの管理不行き届きにより、インターネット接続可能である事務処理用端末からダウンロードしたフリーソフトを審査支払システム内のファイルサーバに取り込んでいた。
- 事案発生を受け、現在、USBメモリの管理については、課長級から拠点長に変更している。

レセプト画面の自動遷移ツールについて

(2) 全国の職員への十分な情報伝達等の徹底

職員に対して、今後、以下の研修を徹底する。

○ 情報セキュリティ研修

- ・ 地方組織におけるUSBメモリの使用の廃止、CD-Rを用いた審査支払システムと事務処理用端末との間の安全なデータ授受の手法等、情報管理の徹底
- ・ 情報セキュリティポリシーの遵守等

○ 職員の意識改革に向けた研修

- ・ AI振り分けと、全件目視による審査事務を行うことの意義
- ・ 支払基金改革の経緯、将来に向けて

○ コンプライアンス等研修

- ・ 法令遵守に対する理解・意識の向上
- ・ 基本理念と行動指針の理解
- ・ 就業規則（遵守義務（第3条）、禁忌事項（第4条））、倫理規程